平成２１年（フ）第１３４７号
宮城県黒川郡富谷町三ノ関字太子堂下161番地17
債務者　柿崎　勝則
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８９号
宮城県多賀城市伝上山２丁目32番７号
債務者　鴻巣　祐子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１９号
仙台市太白区緑ケ丘１丁目17番３号
債務者　野澤　英子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２１号
仙台市太白区郡山字欠ノ上４番地　菅原コーポ203
債務者　蒲生真寿美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２２号
宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅542号
債務者　鹿内さゆり（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７６号
福島県南相馬市原町区三島町３丁目53番地の３　三島町団地２号棟202号室
債務者　志賀　恵美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１２４号
群馬県桐生市相生町３丁目383番地の３
債務者　石井　良子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１２８号
群馬県桐生市梅田町５丁目133番地　薗田方
債務者　髙橋美奈子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第５８１号
川崎市高津区千年923番地　エクレールたちばな306
債務者　柳堀　　等
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５８２号
川崎市高津区千年923番地　エクレールたちばな306
債務者　柳堀　晴美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１４号
川崎市中原区上小田中２丁目４番17号　メゾンチェルシー204
債務者　飯島　秀信
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
富山県魚津市仏田3858番地19
債務者　西浦　純子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第４９号
富山県魚津市仏田3858番地19
債務者　西浦　静枝
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第５０号
富山県下新川郡朝日町湯ノ瀬１番地、住民票上の住所奈良県高市郡高取町大字丹生谷809番地
債務者　福井　仁司
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３８１号
石川県白山市宮永市町15番地５、従前の住所金沢市久安５丁目229番地
債務者　野中万里子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４３４号
石川県白山市石同新町184番地
債務者　永言真奈美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４５１号
石川県白山市倉光６丁目59番地
債務者　キタテキスタイルこと　喜多　義則
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
金沢地方裁判所